

第23期 第27回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和元年9月27日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 27 回定例農業委員会総会議事録

令和元年 9 月 27 日（金）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 27 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		係長

議事日程

- | | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 96 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について | 6 件 |
| | 議案第 97 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について | 1 件 |
| | 議案第 98 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について | 1 件 |
| 第 3 | 報告第 73 号 農地法第 5 条の規程に基づく届出について | 2 件 |

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第27回9月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号19番 ○○ ○○ 委員、2番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第96号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第96号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、2につきまして関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	中山町中山	○○	○○
借受人	松前町	○○	○○
申請地	中山町中山	田	外1筆
申請理由	(貸出人) 農地管理困難 (借受人) 新規就農		
権利の種類等	5年間の賃借権設定		

2番

貸出人	中山町出渕	○○	○○
		相続人○○	○○・○○ ○○

借受人	松前町	〇〇 〇〇
申請地	中山町中山	畑 外4筆
申請理由	(貸出人) 農地管理困難	(借受人) 新規就農
権利の種類等	10年間の使用貸借権設定	
1番・2番の共通で		
借受人の作付予定作物	ピーマン・キウイフルーツ・柚子	
主な農機具の導入予定	農作業自動車・動噴・灌水用ポンプ	
労働力	常時1人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号1、2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

番号1の田だが、2,3年前の豪雨で中山川が氾濫して、田に水を送る堰が壊れてしまい、2,3年は何も植わっていません。そんな中で、借受人の〇〇さんがピーマンを栽培すると伺っています。大変有意義なことと思います。

また、番号2の畑は、借受人の〇〇さんは、相続人の〇〇さんが祖母、〇〇さんが本人の母になると思います。今、柚子が植わっていますが、柚子を中心とした果樹を栽培していきたいと伺っています。よろしくご審議をお願いします。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

今回 10 月から中山の方で就農します〇〇と申します。母方の祖父の山が中山のほうにあるのですが、祖父が亡くなってからは、耕作放棄地状態というか草刈程度しか手入れをしていなかったのですが、その農地がせつかく身近にあるのに何もされていないのがもったいなかったのと、現存する作物で、栗や柚子や竹の子がありますが、それも手入れされてないのに、採れるものを収穫していた状態だったので、もっと手入れをすればもっといいものが作れるのではないかと思います、就農を志すことにしました。

今後は、自分の祖父の山で柚子をしていますので、中山地域で栽培が盛んなピーマンとキウイフルーツを主体として、それに柚子を加えて収入の安定化を図りたいと考えています。

また、将来的には労働力と相談しながら規模拡大を図っていきたいと考えています。今後ともよろしくをお願いします。

〇〇委員

農業は始めてですか。

〇〇さん

はじめてです。

〇〇委員

技術的なことは全くわからないということですか。

〇〇さん

1 年半ほど、〇〇の〇〇で研修を受けました。

〇〇委員

〇〇の技術員の言うようにやっていたら、平均以上のものができますので、技術員の言うようにやって頑張って作ってください。

〇〇委員

ぜひ、農業者年金の加入を勧めただければと思います。

議長

番号1、2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1、2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきましては、担当農業委員が遅れて出席しますので、先に番号4の審議を行います。番号4について事務局の説明をお願いします。

4番

譲渡人 双海町上灘 ○○ ○○

譲受人 双海町上灘 ○○ ○○

申請地 双海町上灘 田

譲受人の耕作面積 ○○m²

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の作付作物 米・トマト・みかん・キウイ・栗

主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、コンバイン、農作業自動車

労働力 常時4人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

○○さんは、昨年○○さんが購入した土地だが、両親を亡くしており、本人は○○に勤めておりました。今回農業を辞めると聞いたのですが、近所の○○さんに買ってこないかということで話がまとまったようですので、よろしくをお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	松前町	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	宮下 畑 外3筆		
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人) 農作業従事困難 (譲受人) 農業経営拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・野菜		
主な農機具の保有状況	耕耘機・田植機・コンバイン・農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

水の確保については既存の打ち抜き井戸を使用する旨記載されています。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この土地は〇〇線と〇〇街道の割と立地条件のいいところで、面積も〇〇反近くということで、かなり昔から注目されている土地で、地主も適当に草を刈ったりしていまし

たが、最近ちょっと草を刈らずにいると思っていたら、ついこの間この話が出ていたようです。この土地は農地としては十分活用できると思いますので、大いに活用していただけたらと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それではここで譲受人が市外の方ということで、伊予市では新規就農ということで、本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

伊予市宮下のほうで今回約〇反ほどの農地を〇〇さんから譲っていただきまして、既存のものはそのまま残した状態で、ブルーベリーができたかと思っています。

すでに、水については、吸い上げる設備もあるので、一部壊れていますが、これらを直してこれから作付けをしていけたかと思っています。

〇〇委員

あの地域で〇反の農地というのはかなり条件がいいでしょう。

〇〇さん

はい、場所がいいと思います。ぐるりと周りに道があり機械が入りやすいので、思い切って譲ってもらおうと考えました。

〇〇委員

ここは傾斜地ですか。

〇〇委員

若干の傾斜はあります。道つきがいいので何でもできます。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人 松前町 ○○ ○○

譲受人 松山市 ○○ ○○

申請地 双海町上灘 畑 外6筆

ここで議案書の訂正をお願いします。譲受人の耕作面積が0になっていましたが正しくは○○㎡です。あわせて、譲受人の申請理由も経営規模拡大に訂正をお願いします。

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の作付作物 季節野菜・柑橘・ブルーベリー

主な農機具の保有状況 耕耘機、クローラー、ユンボ、農作業用自動車

労働力 常時2人、臨時雇用2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

キウイがこの中に一箇所あるようですが、そのキウイは継続して作っていき、あとの土地については栗を植えていくと聞いています。ご審議をよろしくをお願いします。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

貸出人	双海町串	〇〇	〇〇
借受人	双海町串	(株)〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇
申請地	双海町串	畑	外 16 筆
申請理由	(譲渡人)	法人設立のため	
	(譲受人)	法人設立のため	
権利の種類	10 年間の使用貸借権設定		
譲受人の作付作物	愛媛果試第 28 号・甘平・キウイ・ビワ		
主な農機具の保有状況	草刈機、動墳、運搬車、農作業用自動車		
労働力	常時 2 人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地所有適格法人の 4 要件①法人組織の形態要件は株式会社、②事業要件は売上げの 100%が農業③議決権要件は農業関係者が 100%、④役員要件は役員が年間 250 日間農業に従事ということで、すべて満たしていることを提出された関係資料により確認しています。さらに、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

法人設立ということで、そのためには会社に移転しないといけないそうです。それが条件ということです。そういうことで、新しく農業の仕方を変えていこうということです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■議案第97号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第97号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申請人	尾崎	〇〇	〇〇
土地所有者	尾崎	〇〇	〇〇
申請地	森 畑	外1筆	
転用目的	植林		

申請地は、申請人の〇〇が10年以上前に高齢のため耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、植林したということです。申出地は周辺の山林と一体化しているため作業効率も悪く、農地として利用することは難しく、是正手続きとして転用の申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇と〇〇の大字境の付近にある山間部に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上です。

議長

地元委員として説明いたします。

現場は写真のとおりおそらく20年くらいはこういう状態で、横の農振地域も山林化している状態です。今回、狭いほうは農振地域でしたので、それを除外して広いほうと一緒にして植林という形で転用するという事です。

議長

議案第97号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第97号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第97号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第98号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第98号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	八倉	〇〇	〇〇
借受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下 畑		
転用目的	露天駐車場		
権利の種類等	賃貸借権		

借受人は平成〇〇年に〇〇を開業してから〇〇年目になり、来客人数も増加しております。営業している〇〇は住居も兼ねており、自家用車も駐車していることから、現在〇台の駐車場スペースでは、〇〇や〇〇が重複して〇〇した時に駐車できず営業に支障をきたしております。駐車場を借りることによって駐車場不足を解消できることから適地を選定したところ所有者との話がまとまり、今回転用申請に至ったものであります。

申請地は、宮下の〇〇落内の県道〇〇号線の北側に位置し、宅地等が混在した所であり、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

草は生えていますが、一応保全はできているようです。特段支障はないと思います。
ご審議をよろしくお願いします。

議長

議案98号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。
議案98号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案98号につきまして原案のとおり承認いたします。
続きまして、7ページをお開きください。

■報告第73号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第73号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	伊予郡松前町	株式会社	〇〇
届出地	下吾川	畑	
転用目的	金属機械製作工場及び事務所建築		
権利の種類等	所有権移転		

2番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	滋賀県	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	
転用目的	貸露天駐車場		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第73号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

- ・役員会の開催について
 - ・農業委員会総会日程の変更について
- 事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和元年10月28日(月曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センターを開催予定としております。

以上で、第27回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第27回9月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時25分 閉会)